

川崎港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成 27 年 10 月

川崎港港湾管理者

川 崎 市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成26年 9月 川崎港港湾審議会

- ・平成26年11月 交通政策審議会第58回港湾分科会

の議を経た川崎港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 公共埠頭計画	2
2 専用埠頭計画	2
土地造成及び土地利用計画	3
1 土地利用計画	3

変更理由

- 1 施設の利用状況の変化に対応するため、夜光地区において公共埠頭を廃止するとともに、土地造成及び土地利用計画を変更する。
- 2 船舶の大型化に対応するため、水江町地区において専用埠頭計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1-1 夜光地区

施設の利用状況の変化に対応するため、以下の施設を廃止する。

既設
水深 3 m 物揚場 延長 1 1 3 m
埠頭用地 1 h a (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

2 専用埠頭計画

2-1 水江町地区

船舶の大型化に対応するため、以下の専用埠頭を変更する。

水深 4.9 m ドルフィン 1 バース [既設の変更計画]

既設
水深 4 m ドルフィン 1 バース

土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するため、夜光地区の土地利用を次のとおり変更する。

1 土地利用計画

単位:ha

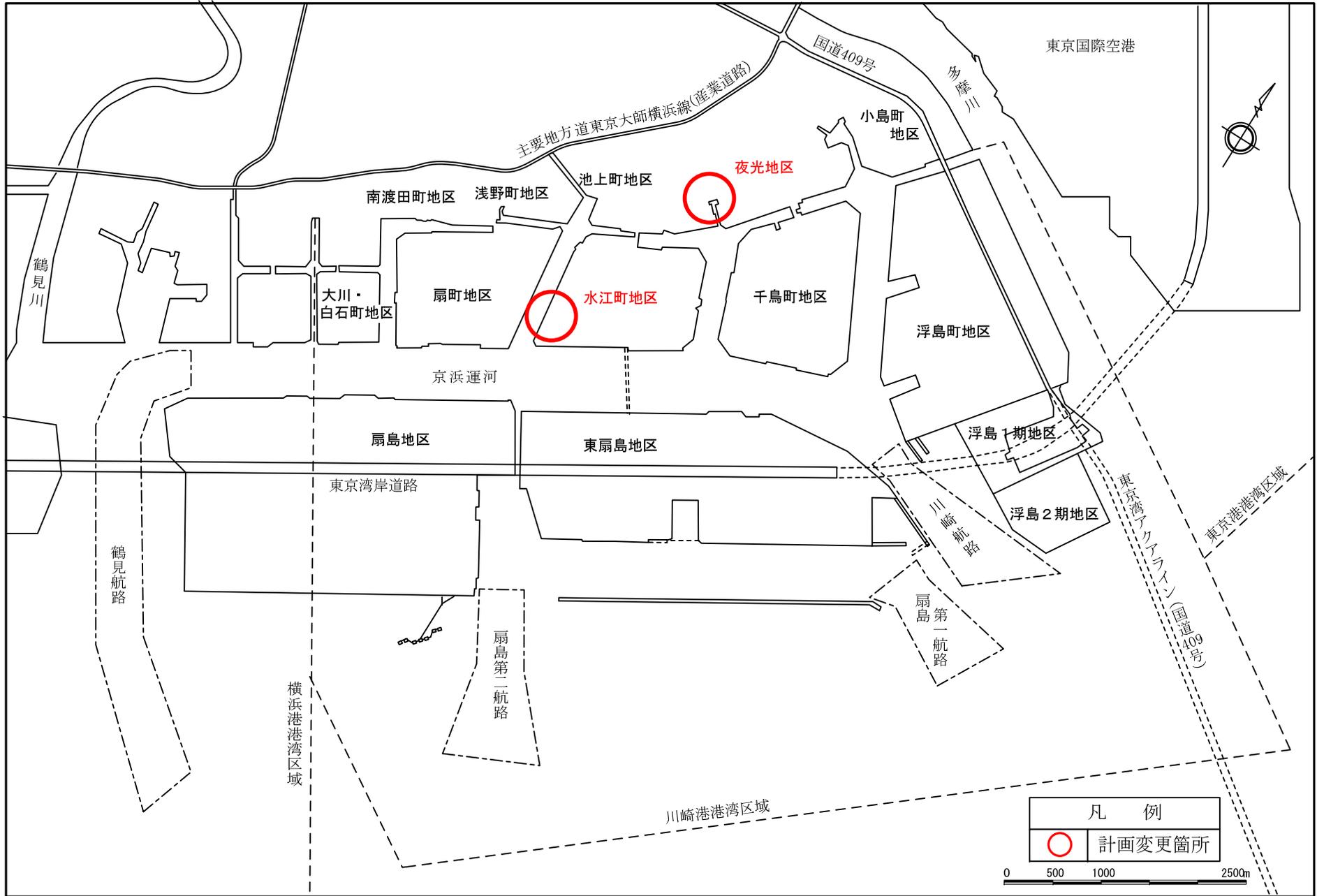
地区名	埠頭 用地	工業 用地	都市機 能用地	交通機 能用地	危険物 取扱施 設用地	公共 用地	合計
夜光	(1) 1	(72) 72	1	1	(3) 3	(1) 1	(76) 77

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに、港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

川崎港港湾計画位置図



川崎港港湾計画図（水江町地区・夜光地区）

